



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

令和 7 年 2 月 1 7 日
国土交通省 出雲河川事務所

同時提供先：島根県政記者会
：出雲市政記者クラブ
：米子市政記者クラブ

災害時において応急対策活動等に 協力していただける事業者を募集します。

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所では、災害時において迅速に対応し、地域住民の方々の生命と財産を守るため、災害時に応急対策活動に協力していただける事業者と「災害時の応急対策に関する基本協定」を締結しています。

令和7年度についても、以下のとおり協理事業者を募集します。

1. 協定期間

○協定期間：協定締結日～令和9年4月30日（金）【最長2年】

2. 協定種類・活動内容

出雲河川事務所が管理する一級水系斐伊川（国管理区間）において、以下の活動を行う。

①災害応急対策活動等に関する基本協定（土木工事）

- ・災害が発生、又は発生する恐れがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、建設機械、資材及び労力等による応急対策活動の実施

②災害応急対策活動等に関する基本協定（土木関係建設コンサルタント）

- ・発生した災害の状況把握と報告及び指示に基づく調査・測量並びに緊急的な対策工法の検討

③災害応急対策活動等に関する基本協定（災害対策用機械）

- ・災害が発生、又は発生する恐れがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、災害対策用機械の保管庫から被災地までの輸送（往復）、設置・撤去および操作の実施

④災害応急対策活動等に関する基本協定（電気通信設備）

- ・電気通信設備において災害が発生、又は発生する恐れがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、建設機械、資材及び労力等による応急対策活動の実施

3. 募集期間

○募集期間：令和7年2月17日（月）～令和8年8月31日（月）

（※申請書の提出日により協定締結日が変わります。）

4. 募集要領

募集要領の詳細については出雲河川事務所ウェブサイトに掲載しています。

事務所の取り組み→各種申請書はこちら→災害応急対策活動等に関する基本協定

出雲河川事務所：<http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/jimusho/shinsei/saigaikyotei/index.html>

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

電話 0853-21-1850（代表）

副 所 長 小畑 哲也 こばたけ てつや

工 務 課 長 古田 拓志 ふるた ひろし（土木工事）

防災情報課長 藤丸 真治 ふじまる しんじ（建設コンサルタント、通信設備）

保全対策官 香出 聡一郎 こうで そういちろう（災害対策用機械）